

「第4回宮城県子ども・子育て会議」会議録要旨

日 時：平成26年11月28日（金） 午後2時45分から午後4時15分まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
出席者：君島昌志副会長，阿部清茂委員，池川尚美委員，小林純子委員
紺野満理子委員，佐々木とし子委員，佐藤淳一委員，
高野幸子委員，村山十五委員，若生充行委員

1 開会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

- 足立会長，五十嵐委員，奥村委員，清野委員，高崎委員，高山委員，中野委員が所用のため欠席されておりまして，委員数17名に対し，10名の出席をいただいております。子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定により，半数以上の委員の御出席をいただいておりますので，本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

2 挨拶

佐藤子育て支援課長

- 子ども・子育て支援新制度につきましては，平成27年4月からの施行に向けて，現在，国・県・市町村が連携しながら，準備を進めているところでございます。
- 本会議は，昨年11月の第1回から，今年5月，7月と続きまして，今回が4回目の開催となります。
これまで制度の概要とスケジュール，計画の構成案，区域の設定案等をお示しし，御意見・御提言を頂戴してまいりました。
- 本日は，子ども・子育て支援事業支援計画の中間案として，県計画に定めることとなっている認定こども園の目標設置数及び設置時期や，教育・保育を行う者の見込み数などについて御説明いたします。
- 本日の御意見・御提言をもとに修正した案をもって，今後，パブリックコメントを実施し，広く県民の皆様の御意見を募集する予定としております。
皆様方から忌憚のない御意見・御提言をいただき，最終案までにより良い計画にしていきたいと思います。

3 説明事項

- (1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第I期（中間案）について」（前半）
事務局より資料1-2から資料1-3を使用して説明

【認定こども園の目標設置数及び設置時期（案）について】

○ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の抜粋を記載しておりますが、下線部分にありますとおり、都道府県設定区域ごとの目標設置数及び設置時期を記載することとなっております。

○ 次に、「設定に関する参考数値」につきまして、御説明いたします。「各市町村による意向調査の結果等に基づく計画最終年度の認定こども園の設置見込み数」と記載しております。

仙台区域で59箇所、石巻区域で2箇所、気仙沼区域で4箇所などとなっております。そして、空欄は現時点において設置見込みのない区域となっております。

○ 続きまして、「各市町村によるニーズ調査の結果に基づく住民の認定こども園の利用希望」になりますが、昨年度に調査いたしました時点において、七ヶ宿を除く全ての区域で利用希望がございました。

○ 設定（案）といたしましては、国の基本指針にあるとおり、「幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設」であること、また、住民に認定こども園の利用希望があり、今後の利用希望が見込まれ、県民のニーズに応える必要があることから、県としても認定こども園の設置を促進していくこととしております。

○ 目標設置数の設定に当たりましては、基本的に各施設・各市町村の認定こども園への移行希望等を尊重する一方で、認定こども園への移行希望が現段階で1箇所も無い区域については、計画最終年度までに「最低1箇所以上設置されること」を目標として掲げたいと考えております。

○ これによりまして、「設定に関する参考数値」の設置見込み数が空欄となっております、塩竈・名取・岩沼・栗原・東松島・蔵王・七ヶ宿・村田・柴田・亘理・山元・松島・大和・富谷・涌谷の計15区域は1箇所を目標とすることとなります。

【認定こども園の普及を促進するための「都道府県計画で定める数」（案）」について】

○ 国の基本指針につきましては、5ページに記載しておりますが、わかりづらい文章になっておりますので、1ページ目で図を使用して御説明いたします。

○ 国の基本指針では、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整について説明されています。

枠内及び図に記載しておりますとおり、移行の認可・認定の申請があった際、利用定員の総数いわゆる供給量が、必要利用定員総数いわゆる需要量に県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は認可・認定の申請に係る施設の設置によってこれを超えることになるか認められるときを除き、認可又は認定することとなっております。

なお、供給量が需要量に県計画で定める数を加えた数に達しているか、又は認可・認定

の申請に係る施設の設置によってこれを超えることになる」と認められるときは、認可又は認定しないことができることとなっております。

- 次に、図にありますとおり、左は幼稚園から認定こども園への移行、右は保育所から認定こども園への移行を表した図となっております。

基本的に需要量と供給量を比較することには変わりはありませんが、幼稚園からの移行の場合は、2号認定と3号認定の保育を必要とする子どもを新たに受け入れることとなりますので、2号及び3号認定の子どもで比較するのに対しまして、保育所は1号認定の学校教育を受ける子どもを新たに受け入れることとなりますので、1号認定の子どもで比較することとなります。

今回、設定しようとしております「都道府県計画で定める数」につきましては、既存の施設が認定こども園へ移行しようとする場合、この需要と供給を比較する際に、需要にある一定の数を加えることによって、認可・認定できる仕組みをつくるというものでございます。

この「定める数」の設定に当たっては、下の※印にありますとおり、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定することとされておりますが、各施設・各市町村の移行希望の状況につきましては、先ほど御覧いただいた下の表のとおりとなっております。

しかし、矢印の下の枠内にありますとおり、このような移行予定がある場合は、基本的に市町村計画に既に反映されております。

- 2ページの上に記載しておりますのは、平成29年度に幼稚園から認定こども園へ移行することによって、15名の0歳児の受け入れを確保する場合の例となっております。

量の見込み100人に対しまして、平成27年度、平成28年度の提供体制は計80人となっており、20人の供給不足となっておりますが、平成29年度に特定教育・保育施設で新たに15人の提供量を増やしております。

このように市町村の計画に既に認定こども園への移行による供給量の増が反映されている場合には、「県計画で定める数」を加える必要はございません。

つまり、設定すべきは、市町村計画に反映されていない施設の移行となります。

- 次に、「設定すべき市町村計画に反映されていない施設」につきまして御説明いたします。

図に記載しておりますのは、各施設の新制度施行に当たっての選択肢となっております。

まず、基本的に私立幼稚園は新制度に移行するか、現行制度のまま継続するかを選択することができるようになっており、また、その他の施設も含め、新制度に移行した後も、認定こども園に移行するか、既存施設のまま継続するかを選択することができることとな

っております。

- しかし、現段階においては、破線の枠内にあるとおり新制度へ移行するか、現行制度のまま継続するか「今後の状況により判断」したい私立幼稚園や、新制度に移行したとしても認定こども園へ移行するか、既存施設のまま継続するか検討中である施設が相当数いらっしゃいます。

これらの施設がどの程度認定こども園に移行するかが「県計画で定める数」の設定に当たっては重要になります。

- それぞれ幼稚園及び保育所で今後の動向が未定の施設の状況となっております。幼稚園のカッコ書きにつきましては、うち新制度への移行が未定の私立幼稚園となっております。
- しかし、現時点では、これらの施設がどの程度新制度に移行するのか、新制度に移行したとして、どの程度認定こども園に移行するのか、全く見通しは立たない状況にあります。

- 次に、「設定に関する留意事項」としまして、おさらいになりますが、1点目といたしましては、各施設の認定こども園への移行希望は基本的に各市町村子ども・子育て支援事業計画の確保の内容に反映されております。

2点目といたしまして、只今お話ししましたが、現時点で「移行しない」という結論が出ている施設以外の施設が基礎となりますが、現時点で各施設・各市町村に結論を求めるのは不可能な状況であり、どの程度認定こども園に移行するのか見通しが立てられない状況となっております。

3点目といたしまして、仮に、「県計画で定める数」を設定しないまま、認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合、利用定員の総数が必要利用定員総数に達している場合であっても、認可・認定することは可能となっております。

4点目といたしまして、地域によっては、幼稚園と保育所の数に差がありまして、幼稚園が無い又は少ない区域としては、保育所が認定こども園へ移行することによって、2号及び3号認定子どもの受入人数が減ることによって待機児童が発生する可能性があることから、「県計画で定める数」を過大に見込むことはできない状況にあります。

- 設定案といたしましては、先ほどご説明いたしました「認定こども園の目標設置数及び設置時期」と合致させることとしたいと考えております。

まず、各施設及び各市町村の意向等に基づき、平成31年度までに認定こども園の設置見込みのある区域の「定める数」についてはゼロといたします。

その一方で、設置見込みがないことから1箇所を目標設置数に掲げた区域のみ、1箇所分の「定める数」を計上することとします。

- 次に、設定する「定める数」の算出方法について御説明いたします。

まず、①の「設定する区域内の量の見込み」の状況については、1号認定子どもが4,931人、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い、いわゆる教育ニーズの子どもが2,693人、保育ニーズの子どもが4,367人、3号認定子どもが

3, 873人となっております。

①と②の間の枠内に記載しておりますとおり、移行前の幼稚園は、1号認定及び2号認定の教育ニーズの子どもを受け入れ、保育所は、2号認定の保育ニーズ及び3号認定の子どもを受け入れていると考えることができます。

それぞれの認定区分毎の子どもの割合につきましては、②の図のとおりとなっており、①の量の見込みの割合を幼稚園、保育所に区分し、百分率に置き換えたものとなっております。

続きまして、②と③の間の枠内に記載しておりますとおり、認定こども園への移行後は、どの認定区分の子どもであっても受け入れることができることから、量の見込みの割合で子どもを受け入れると考えることができます。

この場合の子どもの割合につきましては、③の図のとおりとなっております。

これを④と⑤で、幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合の子どもの割合の変化を表しています。

④では幼稚園から認定こども園へ移行する場合で、右側に平均的な幼稚園の例として150人としておりますが、移行前は1号認定の子どもが97人、2号認定の教育ニーズの子どもが53人であるのに対しまして、移行後は、1号認定の子どもが47人、2号認定が67人、3号認定が36人となります。

移行後の2号及び3号認定の子どもから、移行前の子どもを差し引きますと、50人の増となります。

続きまして、⑤では保育所から認定こども園へ移行する場合として、例では、平均的な保育所の例として100人としておりますが、同様に計算し、1号認定の子どもが31人の増となっております。

④は幼稚園からの移行、⑤は保育所からの移行となっておりますが、設定するのは1箇所分となっておりますので、一番下の枠内に記載しておりますとおり、④及び⑤で算出した「定める数」のいずれか大きい数値を、当該区域の「定める数」といたします。

○ 以上の方法によりまして、区域毎の「定める数」を算出した結果が、最後のページの「算出根拠資料」のとおりとなっております。

この資料の右下にあるf欄の数値が最終的に各区域で設定する「県計画で定める数」の案となります。

君島副会長

○ ただいま事務局から説明事項(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画(仮称)第I期<別冊>(中間案)について」のうち、資料1-2及び資料1-3の説明がありました。

この説明に対する御質問・御意見はありますか。

村山委員

○ 3ページ目の資料に仙台市が入っているのですが、最後のページの資料には仙台市が入っていない意図を教えてください。

事務局

- 最後のページに掲載しておりました各区域の「県計画に定める数」につきましては、こちらは「認定こども園の目標設置数及び設置時期」の案と合わせて設定することとしております。

はじめに御説明いたしました「認定こども園の目標設置数及び設置時期」の案といたしましては、計画最終年度までに認定こども園の設置が見込まれる区域につきましては、その設置数を目標とし、設置見込みがない区域につきましては、「最低1箇所以上設置されること」を目標としております。

その目標と合わせるように「県計画で定める数」を設定しようとしておりますので、設置見込みがある区域については、「県計画で定める数」をゼロとしまして、設置見込みのない区域のみ目標と同じく1箇所分の「県計画で定める数」を設定しようとしております。

先ほど仙台市の話がありましたが、仙台区域につきましては、設置見込みがございますので最後のページに掲載されておられません。

ただし、仙台区域につきましては、仙台市が認定こども園の認可権限を持っております。仙台市の計画においても、「認定こども園の目標設置数及び設置時期」と、認定こども園を普及させるための「計画に定める数」についても掲載することとなっております。

そのため、実際の計画に掲載する数値といたしましては、仙台市の計画と同じ数値を掲載することとしております。

村山委員

- 石巻市を例にした場合、ゼロだから入らないのですか。

事務局

- 資料の上に「認定こども園の普及を促進するための「都道府県計画で定める数」(案)①」と記載した資料を御覧ください。

真ん中に「各市町村による意向調査の結果等に基づく計画最終年度の認定こども園の設置見込み数」がございますが、こちらの表で設置見込み数がある区域につきましては、「県計画で定める数」はゼロとしております。空欄となっております塩竈区域、名取区域、岩沼区域などにつきましては、「認定こども園の目標設置数及び設置時期」(案)で「最低1箇所以上設置されること」を目標としておりますので、それと合わせる形で1箇所分の「県計画で定める数」を設定しようとしております。

そのため、この表で空欄になっております区域につきましては、最後のページの設定案のところで数値を算出されているということです。

村山委員

- ①の資料の七ヶ宿は空欄になっていますが、最後のページも空欄になっているのではありませんか。

事務局

- セケ宿につきましては、上から7番目のところに記載しておりますが、10を設定しようとしております。

佐々木委員

- 認定こども園を普及する最大の目的は何なのかと思ったのですが、小学校へ入る幼稚園の教育というものを保育所の子どもにもということなのか、幼稚園にも保育の機能を増やすことで待機児童を減らすということなのか、いろいろと考えたのですが、例えば、セケ宿は子どもが少ない中で認定こども園を無理やり普及させる理由があるのかと思ったのですがいかがでしょうか。

事務局

- 幼稚園、保育所につきましては、基本的に親の就労に入所要件が左右されます。保育を必要とすれば保育所、教育のみであれば幼稚園ということになります。

認定こども園は平成18年度から制度が始まっております、考え方としては今も変わっておりません。今回の資料1-2の上段にございますが、「認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ」とありまして、こういった機能を持つ施設ですので、県といたしましても普及を促進してまいりたいと考えております。

セケ宿においても同様の考え方で普及していただきたいと考えております。

高野委員

- 親が働いていれば保育所、教育のみであれば幼稚園というところの捉え方は正しいと思いますか。

いまさら言っても仕方がないかと思っていたのですが、幼稚園でも早朝、夕方まで預かりをやっている中で、幼稚園は教育のみで、保育を必要とすれば保育所という考えを役所から変えていってもらわないと問題かと思えます。

その辺りが私たちは引っ掛かってはいるながらも、大きな視点に立たないと前に進まないと思っているのですが、また幼稚園は教育と言われると、保育所は教育がないのかと思ってしまいます。生後2、3ヶ月から就学前まで預かって、そこに教育がないということはありませんので、そこはおわかりかと思うのですが、改めて考えていただきたいと思えます。

事務局

- 認定こども園を説明する上で、基本的な考え方として御説明いたしました。幼稚園におきましても多くの幼稚園で預かり保育を実施していて、保育を必要とする子どもを入所させている実情を認識しております。

高野委員

- それが基本ではダメなのです。「幼稚園は教育」が基本ではダメだというお願いしている

のに対して、また「基本的な考え方」となるのですが、それが大きな間違いであって、そのところが保育所をずっとやってきた者としては引っ掛かっていますので、その辺りを改めてもらえているのかと思ったら意外ともらえていないのだなと感じましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小林委員

- 設置見込みをゼロで出している市町村については、いろいろな理由があるのだと思うのですが、この数だけでは見極められない様々なことを担当課の方ではお聞きになっていると思ひます。ゼロで出てきたところに、今のような最終的な数値を被せていくということに対して、市町村側の抵抗感はないのでしょうか。

事務局

- 設置見込みのない市町村につきまして、県で1箇所を目標に定めることにつきましては、各市町村にその旨をお伝えしまして、意見もいただいた上で設定しているものでございます。県といたしましては、住民のニーズがございますので、県の「目標」として設定しますので、ゼロを目標とするということはないと考えております。

君島副会長

- 続きまして、事務局から後半の説明をお願いします。

事務局

- (1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（中間案）について」（後半）

事務局より資料1－4を使用して説明

【「特定教育・保育及び特定地域型保育等を行う者の見込み数及び確保策」（案）について】

- 国の基本指針では、下線部にありますとおり、本計画に、「保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項」として「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数」を定めることとされております。

- 次に、特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を算出するに当たり、配置基準を御説明いたします。

子どもに対する従事者の割合を表しております。

特定教育・保育であれば、0歳児の場合、子ども3人に対して従事者は1人、1・2歳児の場合、子ども6人に対して従事者は1人というよう年齢毎及び施設・事業毎に定められております。

小規模保育事業A型及びB型につきましては、ただいま御説明いたしました3：1、6：1に1名を加えることになっております。また、小規模保育事業C型と家庭的保育事業につきましては、0歳児、1・2歳児ともに3：1となっておりますが、家庭的保育補

助者を置く場合には5：2となっております。

- 矢印の下の枠内にありますとおり、この配置基準に基づいて各市町村の量の見込み及び確保の内容から必要となる従事者数の算出が可能ではありますが、配置基準どおりの最低人数での運営は困難であり、これまでの実態に即した必要見込み人数を算出し、確保策を取る必要があります。

保育士の平成24年度実績を例としておりますが、保育所の在所児数から配置基準による必要最低限の保育士数を算出しますと、3,161人となります。しかし、実際に従事している認可保育所の保育士数は5,263人となっております、必要最低人数の1.66倍の保育士を配置しております。

これを加配率といたしまして、その下の枠内にありますとおり、各市町村の量の見込み及び確保の内容から配置基準に基づいて必要となる人数を算出し、過去の平均加配率を乗じて得た数値が現実に近い数値となります。

- ①の「配置基準に基づいて算出した必要最低人数」は表のとおりとなっております。

2段目の保育士及び4段目の保育士以降に※印が付いておりますが、吹き出しに記載してありますとおり、※1の保育士は、保育所など教育・保育施設における保育士であり、※2の保育士は、小規模保育事業のA型及びB型、事業所内保育事業に従事する保育士となっております。

また、※3につきましては、小規模保育事業B型における保育従事者、※4につきましては、小規模保育事業C型、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業における家庭的保育者、※5につきましては、小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者となっております。

- 次に、②の「加配率」につきましては、保育教諭が1.71、保育士が1.68、幼稚園教諭が1.78、地域型保育の従事者が1.33となっております。

- 続きまして、③の「提供体制の確保のために必要となる人数」につきましては、①の「配置基準に基づいた必要最低人数」に②の「加配率」を乗じ、実際に必要となる人数の平成27年度から平成31年度までの推計となっております。

- ③の「提供体制の確保のために必要となる人数」から、前年度の実績及び見込みから従事していると考えられる人数を差し引いた「今後確保が必要となる人数」が④の表のとおりとなっております。

- ただいま御説明いたしました「今後確保が必要となる人数」を確保するために講ずる措置につきまして御説明いたします。

はじめに、新たな保育士等の育成・就業支援といたしまして、保育士養成施設に対する働きかけにより保育士を確保するとともに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取

得を支援し、保育教諭を確保していきます。

次に、潜在保育士の復帰支援といたしまして、保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等を支援するとともに、保育士や保育所等の管理者に対する研修の実施により復帰を支援していきます。

次に、保育士等の就業継続といたしまして、保育士等の処遇改善や保育士や保育所等の管理者に対する研修により就業の継続を図っていきます。

次に、働く職場の環境改善といたしまして、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減するなど、働く職場の環境改善を図っていきます。

以上の様々な取組により、保育需要の増加や幼保連携型認定こども園の設置及び移行の増加等による保育士等の不足に対応してまいります。

- 次に、参考といたしまして、「量の見込みと従事者数の比較」をしております。

現在の見込みとしましては、施設等を利用する子どもの数は増加傾向にありましたが、平成29年度をピークにその後は減少していくものと見込んでおります。

それに併せて、教育・保育を行う人数につきましても、平成29年度まで増加し、その後は減少していくものと見込んでおります。

なお、区域毎の量の見込み及び確保方策につきましては、資料1-1「計画本文」の14ページから48ページにかけて記載しております。

こちらの数値につきましては、各市町村の子ども・子育て会議で意見を聴取しながら最終的に確定することとなっております。

君島副会長

- ただいまの説明に関して、事前に各委員から寄せられた御質問や御意見に対する事務局からの説明をお願いします。

事務局

- まず、池川委員からの御意見、御質問です。

地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置について、3点教えていただきたい。

資料5ページの人材の確保及び質の向上のために講ずる研修等の具体的方策についてですが、放課後児童支援員の認定研修のほか、現任研修、OJT、スーパーバイズ制度など、検討している内容があれば教えていただきたい。また、放課後児童クラブ数や職員数が少ない市町での研修の在り方など、実施方法について具体的に検討していることがあれば併せて教えていただきたい。

こちらについて回答いたします。

新制度では、放課後児童クラブの支援の単位ごとに、放課後児童支援員を2人以上置くこ

とが求められています。また、そのうち、少なくとも1人は、都道府県が行う認定研修を受ける必要がありますが、5年間の経過措置が設けられています。

今のところ、県では、この認定研修につきまして、平成27年度は県内5箇所で開催し、1箇所当たり100名程度の定員で、年間で計500人が受講できるようにしたいと考えております。

なお、認定研修の箇所数や受講人数等につきましては、現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がありますので、ご了解願います。

また、現在、県子ども総合センターで実施している「放課後児童クラブ指導員ブロック研修」につきましては、来年度も継続して実施する方向で考えております。

そのほか、放課後児童クラブの質の向上に必要な研修については、今後、県子ども総合センターを中心に、関係機関が連携し、検討してまいります。

- 続きまして、資料5ページの幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数及びその確保策について、放課後児童クラブに関しては見込み人数が示されていないが、利用対象の拡大と1単位当たりの人数が概ね40人と決められたことで、分割が必要となり、放課後支援員及び補助員の必要人数が大幅に増えると思われる。また、資格認定研修の際の代替職員も必要になるが、今後必要となる人数はどの程度になるのか。

さらに、現在でもなり手不足の中、どのような方策で人材確保を図るのか。

こちらについてお答えいたします。

放課後児童支援員の必要数については、本計画における記載事項とはなっておらず、具体的には把握しておりません。

今年5月1日時点における、仙台市を含む県内の放課後児童クラブ数は415クラブで、指導員は1,910人となっておりますが、利用対象児童の範囲が、小学3年から小学6年に拡大されたことなどにより、放課後児童支援員の必要数についても増加すると想定されますので、認定研修の状況等を把握しながら、情報収集に努めてまいります。

- 次に、指導員の雇用が3年あるいは5年限定の有期雇用となっている市町では、放課後児童支援員の資格を取得しても在任期間が短く、常に職員に資格認定研修を受けさせ続けなくてはならないことが予想され、認定研修を実施する県としても大きな課題と思う。指導員の有期雇用について、県の考えを教えてください。

こちらについてお答えします。

放課後児童クラブの質の確保の面から、放課後児童支援員は一定期間継続して従事することが望ましいとは考えますが、個々の雇用形態については、各事業者が決めることであり、基本的には県が関与することは難しいと考えております。

なお、新制度における放課後児童クラブの質の改善事項の一つとして、常勤職員の処遇改善が挙げられており、財源が確保されれば、これにより一定の処遇改善が図られるものと考えております。

○ 次に、紺野委員からの御意見、御質問です。

厚生労働省の資料によれば、子育て支援実施日は4月1日と確定しているので先行実施できるが財源に不安があると説明しているようだが、県として実施できるのか。

限られた財源の中で、例えば被災地域に手厚い子育て支援の補助等が必要と思われるが、県としての方向性はどうか。

こちらについてお答えします。

消費税10%の先送りを受け、新制度の施行について、特に国から指示等はありませんが、県といたしましては、予定どおり来年4月より新制度が施行されるものと考えております。

ただし、財源については、これから検討されることとなりますので、今後、国の動向を注視してまいります。

なお、県では、震災により被災した世帯の経済的負担を軽減するため、平成23年度から認可保育所及び認可外保育施設の保育料に対する助成制度を設けるなど、被災した方に対し支援を行っております。

君島副会長

○ ただいまの説明に対する御意見、御質問があればお願いします。

池川委員

○ 有期雇用について、宮城県内の放課後児童クラブは、ほとんどが公設公営かと思えます。その中で雇用の条件で有期雇用となっています。3年間の嘱託職員や臨時職員がほとんどではないかと思えます。

保育士の臨時職員も同じだと思います。私は法律的なところはわからないのですが、人が足りないと言っているながら継続できないような雇用体制というのは、何とかならないものなのか教えていただけないでしょうか。

事務局

○ 保育所を含めまして、雇用形態につきましては、公立であれば各市町村が決めることとなりますので、各市町村の財政状況等もございますし、県から無期雇用でと指導することは難しいと考えております。

池川委員

○ 法律的には、公立でも1年雇用ではなく、保育士や支援員を雇用することは可能なのですか。

事務局

○ 基本的には公立の場合ですと、地方公務員法に基づいて職員を雇用していると思っておりますので、放課後児童クラブや保育所の規定というよりは、市町村としての雇用の問題になると思っております。

阿部委員

- 市町村の立場としてお話しします。

臨時的任用職員については6ヶ月までが基本で、必要に応じて6月を超えない範囲で1回だけ延長ができるという規定になっていますので、継続的に2年、3年任用するというのとは一般的にはいません。

その中で各自治体がお辞めいただいて募集したり、間を空けて再度任用したりしますが、基本的には最長で1年という臨時的任用になっています。それが変われば町としてもやりやすいのですがそうになっています。

高野委員

- 雇用について、公務員は地方公務員法で説明があったのでいいのですが、私立というのは運営費でしか賄えません。運営費というのは、例えば0歳であれば1人15万とか、1・2歳は1人9万とか、単価×子どもの数で補助されますので、子ども1人当たりの単価が上がらない限り民間は上がることはない。でも、職員の給料は上げざるを得ない、そうしないと先ほどから言われているように保育士が集まらないのです。

なぜ保育士が集まらないかということと給料が安すぎるのです。御存知のようにお母さん自身がうまく子育てできないから、国がいろいろな子育て支援施策をやるのですが効果がない。なぜかということをお金を出さないからです。現場の頑張りだけ求め、延長してください、こういう子どもがいたら優しく丁寧に保育してください、保育の質を高めてくださいと、いろいろなことを言います。でも、保育単価は、例えば0歳児1人150円で、その単価×人数×12です。4・5歳に至っては30円とか、50円です。それでどうやって保育士の労働条件を良くしていくのかということがあります。だから何か言っても変わらない虚しさみたいなものがあるのです。

それで保育士がいらないからどうしようと言っているのも来ないのは当たり前です。今、宮城県保育協議会で人材バンクを立ち上げ、2人職員を雇用してやっていますが、今度はミスマッチが発生しています。自分が辞めたときと労働条件が全然変わらないということがあり、他のお店で働けば1,200円とか1,300円貰えるのに、保育所は900円とか、950円ですかとなります。

それから一度辞めた人はすぐにはフルで働けませんので、そうなると5時間、6時間となります。ゴールデンタイムと言いまして9時から15時までとなると、今度は現場がそれで受け入れられないというのがあります。今、それぞれ研修や説明をしっかりとするという形で進めています但し思ったよりも進まないです。

- 県は直接保育所を抱えていないので、結局は市町村にこうしてください、目標はこうですと言います。県はそれでいいのですが、市町村では公立の保育所や幼稚園を抱えていますのでとても大変です。だから、皆さんが集まって「みやぎ子ども・子育て幸福計画」を考えたとしても、果たして市町村にどの程度浸透していくのか、やっていただけるのかと思いますので、県にはもう少し強く打ち出してほしい。

今回は来年10月になって消費税が上がると思っていましたので期待していました。国は、

配置基準で0歳が3：1，1・2歳が6：1，3歳が20：1，4・5歳が30：1のところを，0歳児はそのままですが，1歳児は4：1に，3歳児は法律で来年4月から15：1，そして10%に上がったら4・5歳は25：1にしましょうと言っていました。

これは10%に増税になった場合なのですが，今回はなりませんので。これも無くなります。それから10%になったときには，保育士の処遇を改善しますと言っていたのですが，これも流れるわけです。そうすると，この新制度はどうなっていくのだろうという不安が大きいです。

一つ一つの項目で数がたくさん出てくるのですがわかりづらくて，この数が何の役に立つのだろうという感じですし，せっかく良かれと思って作った認定こども園制度も，仙台市の保育所で移行するところは片手くらいしか無いわけです。幼稚園の子どもが減っていく中で考えられた制度だと思いますが，幼稚園が認定こども園に移行しようとなっているかというところでもないわけでしょう。絶対何か問題があるから，保育所も幼稚園も移行しないわけですので，その辺りをもう一度見直さなければなりません。

県としては国が決めた以上やるのだというのであれば，もう少し強く出ていかないといけません。あとは市町村に言いますからというだけでは大変不安になりますので，是非よろしくお願ひしたいと思います。

県も困っていると思います。いますぐ明快な答えをいただこうと思っけていません。県が悪いとは思っていません。国が悪い。

まだ国で細かいことを決めていないところもあるわけだし，ただ，新制度は決まったけれど，消費税も上がらないことが決まりました。これもまた現実なのです。計画だけは立てていくのか，計画を立てるのであればどこまでやっていけるのか，それを少し考えていかないと，絵に描いた餅になったら勿体ないという気がします。

村山委員

○ ②の下の「今後確保が必要となる人数」が平成30年度，平成31年度になるとゼロになっていますが，次のページには足りないから育成しなさいとなっています。仮にそういう方針を打ち出したとしても，平成30年度には職員が余ってくるのであれば誰も就職しません。学生としても平成30年度に子どもがいなくなるのであれば最初から別の職業に就きます。県としてはどういう対策を立てられますか。

こんなに子どもが減るのであれば，今は足りなくても2・3年後に子どもも少なくなる，教師も余るという逆転現象が起こって，また困るような気がするのです。この計画の立て方というか，資料作成の方法が下手です。もう少し素人がわかるように資料作りをしないといけないと思います。

○ 今，私たちは少子化で，子どもをどうやって増やそうかと考えているのに，少なくなるのを既成の事実として，平成31年度には71，219人と子どもの数を減らしての算定をしています。はじめからこう見込んでいるのでは，なかなか子どもが増えないです。

事務局

○ 確かに私どものセクションでは，少子化対策ということでいろいろな施策を行っている部

署でございますので、こういったデータを見せるのはどうかという、委員のおっしゃるとおりであると感じますが、こちらのデータにつきましては、人口推計など統一的な手法でもって推計されたものですので、むしろこういったデータを客観的に見ていただく必要があるという意味で掲載させていただいております。

- また、資料がわかりづらい、説明もあったのかもしれませんが、こういった推計方法から検討した上でどのくらいの人数が必要なのか、こういった利用があるのかというところで推計に推計を重ねているところもでございますので、非常にわかりづらい資料になっているかと思えます。そちらについては今後検討させていただきたいと思えます。

村山委員

- とりあえずわかりましたが、いずれ最終目標は子どもをどう増やしていくのかということですので、あまり暗い話ばかりでは面白くありませんので、是非楽しい話になるように計画を立ててください。

小林委員

- 以前に次世代育成支援対策地域協議会の時であったと思いますが、私も同じことを申し上げました。減るのは仕方がないという前提に立って、しっかり議論をしていない少子化対策なのです。

先ほどの協議会で共同参画という話が出ましたが、震災後、自分の故郷を離れ、遠くに行っても戻ってきたいという人もいるわけです。しかし、保育所が流されて無いとか、そういうことがたくさんあるわけです。このあいだ石巻の方で再建されて、他県に避難した方が戻ってきたという話を聞きました。

東京では保育環境で引越しします。親の就労と子どもの保育環境で隣の区など良いところへ引っ越していくわけです。そういう施策を打ち出さないと先行き細るばかりなので、震災後のまちづくりとも絡んでくると思うのですが、希望が持てる、元気になれるような見せ方を是非していただきたいと思えます。国で考えているものは基準のプランだと思うのですが、私たちはこれに肉付けをして血を通わせていくという気構えでいないといけないうし、与えられたものをただ淡々とこなすだけでは将来は無いです。そこをこの会議から発信していきたいと思っています。

一緒に汗をかいていただけると嬉しいと思えます。

高野委員

- 保育従事者や保育補助員となっているのは、国で決めた子育て支援員として、資格が無くてもある一定の研修を受ければ、無資格でありながら保育の補助員として働けるといいますが、それもまた矛盾するのです。保育の質を上げるという一方で、余りにも保育士が足りないために地域の子育ての経験者を保育補助として活用するというのは矛盾しています。保育士というのは12、13年前に国家資格になったときに、保育士でないものが保育士を名乗っていけないというのが法律で定められているため、保育士という言葉が使えなくて保育支援員という言葉を使っているのだと思えます。

先ほどから言っているように今は保育所にしても、幼稚園にしても大変です。子育ての第一義的責任は保護者にあるというのは資料の中にありますが、子どもが育つ基盤は家庭であるということは絶対守らなければならないと思います。何でもかんでも保育所が肩代わりすればいいとは思いませんが、今こうやって保護者が伝統的にうまく子育てできなくなっているということを踏まえて、子育て支援というものが、子育ての社会化、社会全体で子育てをしようということになっているわけです。

子育て、子どもの育ちが大変難しいときでするので保育士の質を上げなければならない。保育士の現任研修も13年間ずっと協力してきましたし、何とか県内の保育士の質を上げなければならないということをいろいろな形でやってきました。ここで保育士が足りなくて苦しいからと子育て経験だけで、地域にたまたま働いている人がいるからと、保育の手伝いをしてもらおうということなのです。

直に子どもに向き合いますので、子どもが危ないし、親子関係が危ないです。私は保育士の研修をよくやるので職員が嫌がって辞められたりするのですが、だからといって手を抜くわけにはいかないというのがあります。やはり保育士が1人の子どもをしっかりと見ていけるような環境を作らないといけないし、むしろ子どもが2で、親が8ぐらいの環境で向き合わないといけないものですから、そんな時に保育士の士気を下げよう、大変だから支援員に入ってもらおうというわけにはいかないだろうと思います。

1週間程度の研修を受けてなるとか、何時間を受ければいいのか、今、保育所の所長、園長も月曜日から金曜日まで研修を受ければ誰でも長になれるのです。私はこれもおかしいと思うのです。それぞれの長となるものが、そのような形で1週間だけ研修を受けてきて長になれるという国の制度も今回改めていただけるはずだったのですが、やはり全国的な反対で通らなかったのです。

子どもたちの育ちを考えたときに専門的な職員を配置しないといけません。私は絶対反対なのですが、どうしても支援員を入れるのであれば、しっかり2年、3年働いたら資格をしっかりと取らせるとか、何らかの目的を持たせないといけません。

支援員を入れていいとなると、今までの例を見ると、保育士より支援員の方が安く使えるからと支援員をいっぱい入れようとする事態になりかねません。そこのところも少し考えていただきたいと思います。

事務局

- 本日、皆様から御意見いただきました。いろいろと決まらないことがあったり、財源の点で状況が変わったりといろいろなことがあり、我々も戸惑いながらも進めているということが現状としてございます。

制度が大きく変わる部分も今回たくさんある中で、良い方向に進めていかなければならないと思っておりますが、一方で、非常に課題も多い中で動き出さざるを得ないところもあると思っております。

- いろいろ励ましの言葉もいただいたと思っております。我々の計画も「みやぎ子ども・子育て幸福計画」という名前で作らせていただきますが、子どもたちがより良い環境で育つことができることを目指していきたいと考えております。

いただいた御意見を踏まえ、計画を作って終わりということではなく、引き続きご指導をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

君島副会長

○ 委員の皆様，貴重な御意見ありがとうございました。